

千葉県DWATフォローアップ・登録研修

## 災害派遣福祉チームの活動の実際 ～災害時の要配慮者支援について考える～



京都DWAT 特別アドバイザー  
武田康晴(華頂短期大学)

# 自己紹介

武田康晴(たけだ やすはる)

出身は神奈川県小田原市。同志社大学大学院修士課程を修了後、谷口明広氏(障害当事者)の主宰する自立生活問題研究所主任研究員を経て華頂短期大学教員に着任し、現在は、幼児教育学科教授・学科長として勤務している。他に、社福)西陣会理事、社福)泉会たんぽぽ保育園理事、京都府障害者施策推進協議会会长、京都府相談支援初任者・サビ管等基礎研修統括、京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)特別アドバイザー、京都「釣り鯛クラブ」代表などをしている。

災害支援の関係では、京都DWATの立ち上げから特別アドバイザー兼チーム員として熊本地震への支援、西日本豪雨災害では岡山DWATの初動を支援をしてきました。また、能登半島地震では中央センター(全社協)のアドバイザーとして全国のDWATが活動するための調整をした。平時の活動では、各県DWATの研修・訓練に関わり、千葉県でも、登録研修、リーダー研修、フォローアップ研修等に講師として参加してきた。

# はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災を契機に岩手県で初めて組織された災害派遣福祉チーム（DWAT : Disaster Welfare Assistance Team）は、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨災害を経て全国に広がり、都道府県の公的なチームとして着々と組織化されていった。そして、2024年1月1日に発生した能登半島地震では、中央センター（全国社会福祉協議会）の統括のもと全国47都道府県が石川県に集結し6月まで支援を展開した。

今回は、フォローアップ研修ということなので、再度DWATの任務について確認しておきたい。DWATは、避難所生活の中で新たな要介護・要支援者を生まない、つまり二次被害、その先にある災害関連死を防ぐことを主な任務とする。また、DWATが目指すものは、被災地の自立と復旧・復興であるため、一時的な（期間の限られた）活動であることを認識し、DWATが去った後も存続可能な地域を見据えた活動を展開しなければならない。

この講義では、DWATの組成からこれまでの経緯、ガイドラインの改正等を踏まえ、被災地で出会った事例も紹介しながら、DWATが取り組むべき災害時の要配慮者支援について考えていきたい。

# 災害派遣福祉チームDWATの活動経過

- ・2011年、東日本大震災、岩手県の福祉関係者が内陸部から沿岸部への支援を実施。 ⇒災害派遣福祉チームの組成へと向かう。※プッシュ型支援(県内、県外)
- ・2016年4月、熊本地震、熊本県、岩手県、京都府のDWATが熊本県益城町で活動。  
　…保健師チームとの連携は常時でなく単発的にとどまる。
- ・2016年8月、台風10号災害、岩手県岩泉町において、ヘリによる要配慮者の輸送に際してスクリーニングを実施。 …保健師と協働で実施する。
- ・2018年5月、厚労省が「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を発出。 …DWATの活動内容(一般避難所での生活支援等から出発)を明文化する。
- ・2018年7月、西日本豪雨災害、岡山県ほか5府県のDWATが倉敷市で活動。  
　…日赤・保健師と発災4日目(DWAT活動初日)より連携して支援を開始する。
- ・2019年度、全社協により全国共通のDWAT登録Programを提示(DWATの標準化)
- ・2022年、厚労省通知により「保健医療福祉調整本部」に改訂。支援枠組みに福祉。
- ・2022年、災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協、全国事務局)が発足。
- ・2024年1月、能登半島地震、1月6日より中央センター先遣が現地入りし、1.5次避難所(金沢)、七尾・志賀、輪島等にて活動。 …保健/医療と福祉の連携が前提
- ・2025年7月、災対法及びガイドラインが改定され、活動範囲に車中・地域を含む。

## 岡山県におけるDWATの活動(県内発災の実践モデル)

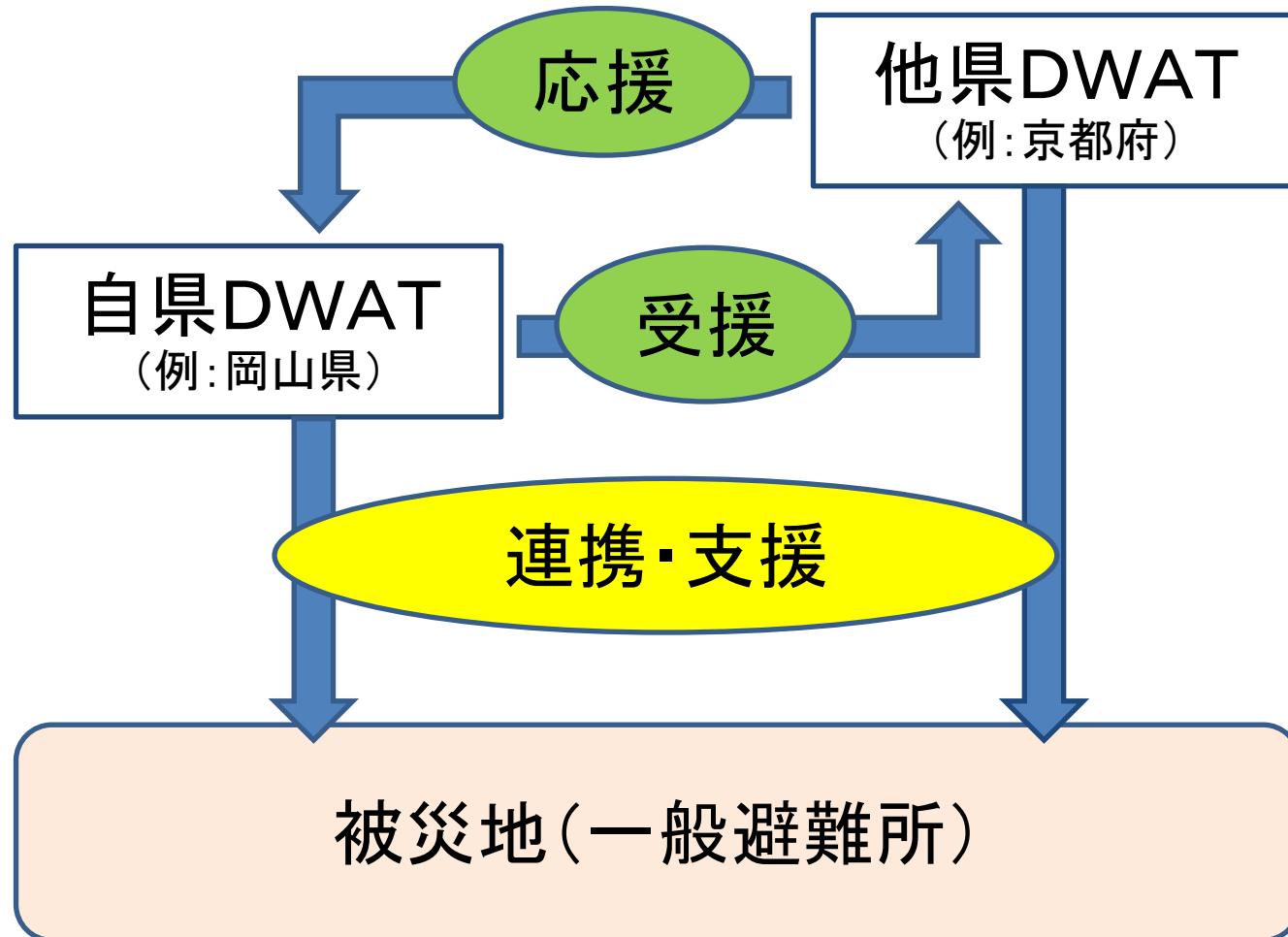
平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、岡山県倉敷市において、岡山県、岩手県、京都府、青森県、群馬県、静岡県の災害派遣福祉チームが活動した。

### 【2つの日本初】

1. 他県からの応援を受けながら自県の福祉チームが組織的に活動した初めての事例
2. 災害派遣福祉チームが、医療チーム(DMAT)や保健師チームその他の専門職チームと当初から正式に連携して活動した初めての事例

# 災害派遣福祉チーム 県外派遣イメージ図

(例:西日本豪雨災害の場合)



# 災害派遣福祉チームとは(R7.6.24.～)※確認

厚生労働省のガイドライン(「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン、R7.6.24.改正)によれば、「...都道府県においては、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という)の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行うこと...」とし、「...避難所(指定一般避難所及び福祉避難所、協定による福祉避難所または協定・届出避難所も含まれる)に避難する要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成し、これを派遣することや被災地の状況に応じて在宅及び自家用車、被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者のもとへチームを派遣する...」としている。



1. 高齢者や障害者、乳幼児など災害時に配慮を要する要配慮者(対象)
2. 福祉ニーズに的確に対応し生活機能低下等の防止を図りつつ...(任務)
3. 全ての避難所、在宅及び車中避難等...被災者のいる場所に派遣(場所)
4. 都道府県、社協、福祉関係団体が官民協働でネットワークを構築(構成)

# 災害派遣福祉チームの活動内容(R7.6.24.～)※確認

1. 要配慮者情報の収集(新規追加)
2. 指定福祉避難所等への誘導
3. 要配慮者へのアセスメント
4. 日常生活上の支援
5. 相談支援
6. 避難所等における環境整備(避難所内から範囲の拡大)
7. 本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告
8. 後続チームへの引継ぎ
9. 被災市区町村や避難所等の管理者等との連携(範囲の拡大)
10. 他職種との連携
11. 被災地域の社会福祉施設等との連携



「避難者のいる場所」で、これらの活動を展開する  
必ずしもケアワークが主たる任務ではない

# 事例にみる災害時要配慮者

※太字の災害時要配慮者 + (プラス)

1. 高齢者が配膳困難の状況(並ぶ、運ぶ、雨天...) ※熊本

杖をつき片手に食事、雨が降ったら? → 朝の弁当を昼に、そして夜も...

2. 温かい食事に感謝を連呼する老婦人 ※熊本

冷たい食事は食べにくい、平時では当たり前だが基準が低下する?

3. 自宅に戻った自閉症児の親子 ※東日本

平時の構造化された(整った)環境が破壊、周囲の避難者も余裕なく避難

4. 涙をこらえて踏ん張る子どもたち ※東日本

自閉症者の落ち着く段ボールルームが「泣き部屋」に、我慢を強いる空気

5. 給水車のアナウンスが聴覚障害者に届かない ※阪神・淡路

拡声器の声は聞こえない、平時は支援を受けず自力で生活していたが...

6. 外出できなくなった視覚障害者 ※阪神・淡路

地震で街が壊れてしまい、頭の中に描いていた地図が使えなくなった

# 事例にみる災害時要配慮者

7. ストレスが高くコンセントに群がる子どもたち ※熊本

外に遊びに行けず、騒げば怒られ、充電器に繋がれゲームばかり…

8. 軽度認知症の祖母を面倒みる中1の女兒 ※西日本

環境の変化で祖母の症状が悪化、関わりに苦慮してつい押しのけて…

9. 避難後に話さなくなった中2の少女 ※熊本

段ボールの間仕切りの中で毛布をかぶる外ない少女は要配慮者では？

10. 避難所を管理する町職員のつぶやき ※熊本

「住民からは要望や不満をぶつけられる。自分も被災者なのに…」

11. もう一人…石巻の福祉避難所で出会った施設職員 ※東日本



平時の社会的弱者が、災害時には「要配慮者」になる

被災地では「災害時要配慮者」以外にも相当なストレス

## (もう一度)災害時の要配慮者とは?※参考

- 2013年(平成25年)の改正『災害対策基本法』では、災害時要配慮者とは「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」(第8条2項15号)としており、災害による被害を防ぐために必要な対策を取らなければならないとしている。
- 厚労省の改定ガイドライン(社援発0624第5号、R7.6.24.)では、災害派遣福祉チームの対象とする要配慮者とは「...災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」としている。



- 特に「現時点でケアの必要な人」だけを災害時要配慮者と定義している訳はない。  
※要介護・要支援状態にない人も(社会的弱者は)災害時(には)要配慮者となる。
- DWATは、避難生活の中で新たな要介護・要支援者を生まない、つまり二次被害、その先にある災害関連死を防ぐことを主な任務とする。  
※ちなみに京都DWATでは、これまでの派遣経験を踏まえ、地元の行政職員も含め「被災した人すべてが要配慮者」と位置付けて活動している。

# 能登半島地震における論点整理(参考)

1. 専門性による役割分担(保健医療福祉調整本部、各専門職が専門性を発揮)  
保健師がトイレ掃除・ゴミの始末×(岡山)、日赤が室内ハウスの整備×(輪島)
2. 専門性の特性によるアプローチの違い(医療・保健・福祉、常駐○・巡回?)  
ニーズのある要配慮者が自分から...医→来る、保→來ることある、福→来ない
3. 空間軸の連携から時間軸の連携と引継ぎ(復旧・復興、専門職から地元へ)  
フェーズが進むと医は引き、保は地域(全戸)、避難所は福中心、行政へ引継ぐ。
4. 「被災地」から出た(残った)要配慮者の支援(1.5次避難所の課題、各県でも)  
命を守るために不可欠だった出る選択、それでも残った災害時要配慮者の手当
5. DWATの安全確保(活動拠点確保、事故や体調不良の対応)  
前線の活動拠点(宿泊・滞在場所)の確保、事故や変調時に自己完結できない
6. 中央センターによる統括・調整の課題(総括/ブラッシュアップが必要)  
組織(メンバー構成)、各県との関係、本来の役割、地元DWATの位置づけ・関係
7. 災害時要配慮者は、復旧・復興のフェーズでも要配慮者(災害時下というとらえ)  
復旧・復興時も平時より不十分な状況、若い世代が帰らない→高齢者が帰れない

## おわりに

この講義では、DWATの組成からこれまでの経緯、ガイドラインの改正等を踏まえ、被災地で出会った事例も紹介しながら、DWATが取り組むべき災害時の要配慮者支援について考えてきた。はじめにでも確認した通り、DWATの任務は、二次被害の防止(予防)、被災地の自立と復旧・復興にある。また、DWATの扱う福祉ニーズ(生活ニーズ)は、医療ニーズと比べ「表面化しにくい(我慢してしまいやすい)」という特徴がある。それを予防するために、なるべく早く被災地に入り、可能な限り巡回でなく常駐で避難者に寄り添う必要がある。(…と京都DWATでは考えている)

また、災害時の要配慮者には、現時点で要支援・要介護でない被災者も含む。そのような人達の中には、自分が災害時要配慮者(災害時に配慮がないと二次被害の被害者になりやすい人)だという自覚のない人も多い。我々DWATがそこを見誤らず、専門職として潜在的ニーズに気付き、二次被害の防止、災害関連死を出さないという共通の目的について責任を果たすことが重要となる。いざという時に、専門職として被災地に立ち、被災者・被災地を実際に支援できる千葉県DWATを皆さん自身の手で作っていきましょう。